

新 たな知識やスキルを習得するための

※定員は申請の状況により変更になる場合があります。

リカレント教育(学び直し)に係る 受講料を助成します!!

※リカレント教育・・・何歳になっても新たに学び、社会で活躍・貢献する機会を得ることを
***** 目的とした教育(学び直し)のことです。*****

リカレント教育課程等受講料助成金の概要

助成対象者

65歳未満の文京区民で、以下のいずれかに該当する方

- (1) 就労経験があり、現在は就労していないこと
- (2) 非正規雇用(※1)で就労していること
- (3) 個人で事業を営んでいること(個人事業者)

(※1) 契約社員、非常勤等の期間の定めのある雇用契約を指します(正規雇用の方は対象外です)。

(※2) いずれの場合でも、会社その他の法人の役員、顧問等に就いている方は対象外です。

(※3) 認定申請日から助成金のお振込みまで、文京区内に住所を有している必要があります。

助成対象の教育課程・講座

「受講開始から**2年以内**に修了する、**国や地方自治体、民間教育機関等**が実施する**人材の育成、職業能力の習得等につながる教育課程・講座**」

※受講を検討している教育課程・講座が助成対象となるかは、経済課までお問い合わせください。

助成金の額

受講料の2分の1を助成します。(※**入学試験の検定料や入学金は、助成対象外**)

※助成には上限があり、「**月額1万円×受講期間の月数**」が上限額です。

※教育訓練給付制度「**専門実践教育訓練給付金**」や勤務先での**福利厚生助成等**を受けている場合は、それらを除いた額が助成対象経費となります。

(**ハローワークの「専門実践教育訓練給付金**」を同時に受給する場合は、必要な手続きがありますので、申請の際にお申し出ください。)

＼お気軽にお問い合わせください／

文京区 区民部 経済課 創業・就労支援担当

(窓口開庁時間: 平日8:30~17:15) Tel:5803-1173 / fax:5803-1936

(URL) <https://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/shigoto/recurrent.html>

(Mail) b201000@city.bunkyo.lg.jp

お申込み・
問い合わせ先



▲区HP

助成金の申請手続きとフローチャート

Caution ご注意ください!! **Caution**



令和6年度から、講座の受講期間(単年度・複数年度)に関わらず、
全ての講座について、受講する前の**事前申請**が必要となります。

STEP1(助成金認定申請)

受講前に、「**リカレント教育課程等受講料助成対象者等認定申請書**」をご提出ください。

【添付書類】

1. 本人確認書類(運転免許証、保険証の写し等)
2. 履歴書
3. 未就労、非正規雇用、個人事業者のいずれかに該当することを証する書類
(退職証明書、勤務条件通知書、確定申告書の写し等)
4. 助成対象経費の内訳が確認できる書類(領収書、見積書等)
5. 他の機関からの受給に関する書類(受給金額が確認できる書類) ※該当の場合のみ
6. 受講する講座の概要資料(パンフレット等)

※書類一式を受領後、支給の可否を通知いたします。

(STEP2(中間報告※複数年度受講者のみ))

複数年度にわたる課程・講座を受講される場合は、認定を受けた年度の末日又はその翌年度の末日までに「リカレント教育課程等受講料助成金中間報告書」をご提出ください。

※3カ年度にわたる課程・講座を受講される場合は、中間報告が2回必要となります。

STEP3(助成金交付申請)

受講修了後、「**リカレント教育課程等受講料助成金交付申請書**」をご提出ください。

【添付書類】

1. 助成対象経費を支払ったことを証する書類(領収書等)
2. 修了証書、受講証明書等

※書類一式を受領後、確定した助成金額を通知いたします。

STEP4(助成金の請求)

「請求書」をご提出ください。

【添付書類】口座振替依頼書(助成金の支払先となる金融機関口座を記入)

※区指定の口座振替依頼書(複写式)をご提出いただきます。

※書類提出から指定口座への入金までは、2、3週間程度を要します。

◎ご協力をお願いします!

⇒本助成金受領後は、1年以内に「就労状況等報告書(様式有)」のご提出をお願いしております。

【申請受付期間】令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)